



平成27年1月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 戸田康雄

平成24年(ワ)第9487号 損害賠償請求事件

平成24年(ワ)第14374号 損害賠償請求反訴事件

口頭弁論終結日 平成26年10月21日

判 決

原告（反訴被告）

竹 岡 誠 治

（以下「原告」という。）

同訴訟代理人弁護士

横 山 康 博

被告（反訴原告）

金 子 正 雄

（以下「被告金子」という。）

被 告

小 澤 敬 治

（以下「被告小澤」という。）

上記兩名訴訟代理人弁護士

原 口 昌 之

同

坂 井 陽 一

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、10万円及びこれに対する平成24年9月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 反訴原告の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、本訴については、これを90分し、その89を原告の負担とし、その余は被告らの負担とし、反訴については反訴原告の負担とする。
- 5 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 本訴請求

被告らは、原告に対し、連帯して、900万円及びこれに対する訴状送達の日（被告金子につき平成24年4月12日、被告小澤につき同月13日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 反訴請求

原告は、被告金子に対し、500万円及びこれに対する反訴状送達の日（平成24年5月24日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

(1) 本訴請求

本訴請求は、株主会員制ゴルフ場である赤羽ゴルフ場の会員組織である赤羽ゴルフ倶楽部（以下「倶楽部」という。）の会員の一部で構成される赤羽ゴルフ倶楽部研修会（以下「研修会」という。）の会員である原告が、赤羽ゴルフ場を経営する株式会社赤羽ゴルフ場（以下「会社」という。）の代表取締役兼研修会相談役の被告金子及び研修会会長の被告小澤は、原告に対する侮蔑的な表現や威迫的な表現を含む文書を研修会会員に宛てて送付し、原告を研修会から排除するため研修会を再編成するなどのハラスメント行為をしたと主張して、被告らに対し、民法719条ないし民法709条による損害賠償請求として、慰謝料900万円及び民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

(2) 反訴請求

反訴請求は、被告金子が、原告は、研修会会員等の赤羽ゴルフ場関係者らに対し、被告金子を誹謗中傷する内容の文書を送付することにより、被告金子の名誉を毀損し、被告金子の人格権を侵害したと主張して、原告に対し、不法行為による損害賠償請求として、慰謝料500万円及び民法所定の年5

分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（争いがないか、後掲の証拠及び弁論の全趣旨により認められる。）

(1) 当事者等

ア 赤羽ゴルフ場は会社が経営し、株主会員制の倶楽部が組織されている。

倶楽部規則により、倶楽部の理事長は会社の代表取締役又はその指名する理事が務め、理事は会員の中から理事会が選考し理事長が委嘱することとされている（甲1）。

イ 倶楽部規則は、会員資格の停止及び除名について、以下のとおり定めている（甲1）。

第9条 会員に次の各号に該当する行為のあったときは、理事会は理事会の決議によって会員たる資格を一時停止又は除名することができる。

1. 倶楽部又は会社の名誉を毀損又は秩序や会員相互の親睦を乱す行為のあったとき

（後略）

ウ 倶楽部には、ハンディキャップ15以下の技量を持ち、一定の条件を満たした会員が審査を経て加入できる研修会があり、その役員として、名誉会長（倶楽部の理事長が務める。）、会長、副会長、相談役及び幹事がおかれている。

研修会は、倶楽部内においてゴルフ技術の研鑽とマナーの向上を図り、倶楽部会員の模範となるよう務め、倶楽部対抗競技の選手候補者等を選出することを目的に設置された組織であり、研修会会則及び「研修会運営に関する事項」が定められている（甲6の1～6の3）。

エ 研修会会則は、研修会会員の退会及び資格停止について、以下のとおり定めている（甲6の2）。

第七条 会員は次の場合、退会又は資格停止とする。

（中略）

3. 倶楽部又は会社及び会の会則に反する行為のあった者。
4. 会費を滞納し、督促を受けた後、3ヶ月以内に納入のなき者。
但し、資格停止は会員の3分の2以上の決議による。

(後略)

オ 研修会は、会員が納付する年2万円の研修会費等により運営されており、研修会会則及び「研修会運営に関する事項」に記載がない事項は、必要に応じ役員会でその都度審議し決定することとされていた(甲6の3)。

カ 原告は、赤羽ゴルフ場の株主会員であり、研修会会員である。

キ 被告金子は会社の代表取締役で研修会相談役であり、被告小澤は倶楽部の理事で研修会会長である。

ク 竹山弘(以下「竹山」という。)は倶楽部理事かつ研修会副会長を、阿部達生(以下「阿部」という。)は研修会幹事(競技幹事)を務めていた。

ケ 桐島隆之輔(以下「桐島」という。)は、倶楽部理事長かつ研修会名誉会長であったところ、本訴が提起された後に死亡した。

(2) 竹山に対する除名処分等

ア 会社は、平成23年6月頃から倶楽部ハウスの改築工事を始めたところ、同年10月、株主会員らに対し、倶楽部ハウスのグレードアップ募金への協力を要請した(甲2)。

イ 被告小澤は、同年10月23日、研修会の役員会に諮ることなく、研修会の積立金から30万円を拠出し、研修会として会社に寄付した。

ウ 竹山は、同年11月27日の研修会役員会において、被告小澤に対し、会長の独断で研修会の積立金を会社に寄付したなどと発言し、被告小澤は、竹山には事前に話した旨述べ、両者の間で口論となった。

エ 竹山は、同年11月29日及び同月30日に、被告小澤に対し、ショートメールを送信した。

オ 被告金子は、平成24年1月初め頃、竹山を含む研修会会員に対し、竹

山が被告小澤に送信した上記ショートメールの内容を掲載の上、竹山に対する回答要請書等を添付した文書（甲 8）を送付した。

カ これに対し、竹山は、同年 1 月 1 1 日付け文書（甲 9）を被告金子及び研修会会員に送付した。

キ 被告らは、同年 1 月 1 5 日の研修会総会で、竹山に対する研修会会員の資格停止処分を提案したものの、原告や阿部を含む 4 名（以下「原告ら 4 名」という。）がこれに反対し、竹山に対する処分は決議されなかった（甲 1 1）。

ク 同年 1 月 2 8 日の倶楽部の臨時理事会において、竹山が被告小澤に送信した上記エのショートメール及び研修会会員に送付した上記カの文書が倶楽部規則第 9 条の 1 に該当するとされ、同日付けの「理事会決議の通知書」（甲 1 0）により、竹山に対し、除名処分が通知された。

(3) 原告による文書の送付

ア 原告は、平成 2 4 年 2 月 1 5 日付け文書（乙 9。以下「原告文書 1」という。）を、その頃、倶楽部理事及び研修会会員に対して送付した。

原告文書 1 に記載された文章には、別紙 1 記載の記述が含まれる。

イ 原告は、同年 3 月 8 日付け文書（乙 1。以下「原告文書 2」という。）を、その頃、被告金子に対して送付するとともに、倶楽部理事、研修会会員及び会社の取締役に対し、同文書の写しを送付した。

原告文書 2 に記載された文章には、別紙 2 記載の記述が含まれる。

ウ 原告は、同年 4 月 1 2 日付け文書（乙 3。以下「原告文書 3」という。）を、その頃、倶楽部会員、研修会会員及び会社の従業員に対して送付した。

原告文書 3 に記載された文章には、別紙 3 記載の記述が含まれる。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 原告に対する共同不法行為ないし不法行為の成否

(原告の主張)

ア 被告金子の不法行為

- (ア) 被告金子は、平成24年1月18日付け文書（甲11）において、研修会総会で竹山の資格停止処分に反対した原告ら4名の研修会総会での発言をあげつらい、真実を理解せず無責任な発言を繰り返しているなどと記載し、同文書を研修会会員に送付して、原告を侮蔑し、指弾した。
- (イ) 被告金子は、上記(ア)の文書において、過去の研修会会員等に対する処分例を引用するなどして、原告ら4名に対し、研修会からの締め出し、資格停止や退会・徐目などの不利益処分があり得ることを強くにおわせて、原告を威迫し、恫喝した。
- (ウ) 被告金子は、同年2月21日付け文書（甲22）において、原告ら4名が理事会の決議後も竹山の処分について発言を続けていることを取り上げて、研修会会員が理事会決定に異議を唱えることは倶楽部規則違反だと記載し、同文書を研修会会員に送付して、原告の処分をにおわせて威迫し、恫喝した。
- (エ) 被告金子は、同年2月23日付け訂正文書（甲22）において、理事会決定に異議を述べていること自体について、責任を問われることになると記載し、同文書を研修会会員に送付して、原告に対する処分を予告して威迫し、恫喝した。
- (オ) 被告金子は、同年2月26日、阿部に対し、阿部から原告に話が伝わることを意識しながら、「阿部は詫び状で許してやるが、竹岡は理事会にかけて除名する」などと述べ、原告に対する処分を予告して、原告を威迫し、恫喝した。
- (カ) 被告金子は、同年3月15日付け文書（甲15）において、事実と異なることを捏造しているなどと記載して、同文書を原告に送付し、原告を侮辱した。また、被告金子は、同文書において、多くの研修会会員から、研修会を辞めさせるべきだという非難の声が上がっているなどと記

載して、原告に対し、原告が研修会の中で強い非難の対象になっている、研修会や倶楽部から排除を求める声も上がっていると思わせ、威迫した。

イ 被告小澤の不法行為

被告小澤は、被告金子による原告に対する不当攻撃と呼応する形で、桐島と連名で作成した平成24年2月29日付け文書（甲14）において、原告は事実と異なることを憶測で述べて理事会・理事・被告金子の名誉を毀損した、倶楽部規則、研修会会則違反として理事会・研修会の審議にかけると記載した上で、真相を無視して原告を詰問するがごとき多数の質問事項を書き連ね、同文書を原告に送付して、原告を威迫し、恫喝した。

ウ 被告らの不法行為

(ア) 被告らは、平成24年3月24日に開催された研修会会員の親睦ゴルフコンペへの案内兼出欠確認の書類を原告や阿部らには送らず、同行事から原告を排除した。

(イ) 被告らは、以下の手法により、研修会の再編成を図ることで、原告を研修会から排除しようとした。

① 被告小澤が、同年6月2日の研修会役員会で、研修会はしばらく休会と決定した旨を倶楽部理事会に報告した。

② 倶楽部理事会は、この報告を受けて、同年7月14日付けの決議で、研修会の一時休会を決定した。

③ 被告小澤は、同年8月25日、研修会会長として、理事会に対し、研修会の再発足を願い出た。

④ 理事会は、同年9月8日頃、研修会再発足の方針を容認し、被告らは研修会入会希望者を新規に募り始めたが、原告については、入会資格を認めないという扱いとした。

エ まとめ

被告らは、会社の代表取締役や研修会会長といった優越的地位を背景と

して、以上のようなハラスメント行為を行ったものである。被告らの行為は、原告が赤羽ゴルフ場において会員として平穩にゴルフを楽しむ権利を侵害するとともに、原告に不快感、不安感などの精神的な苦痛を与えるものであり、著しく違法である。

被告らの行為は、被告金子の方針に被告小澤が追従する形で、原告に対して様々な方法で圧力、攻勢をかけて原告を研修会又は倶楽部から排除することを合意して行われたものであるから、共同不法行為に該当する。仮に被告らの行為が共同不法行為の要件を満たさないとしても、被告らはそれぞれ不法行為責任を負う。

(被告らの主張)

被告らが研修会会員ないし原告に対して各文書を送付したことは認めるが、被告らによる文書の送付は、原告との言論の応酬の一環として、自己の名誉や倶楽部の親睦・秩序等の利益を擁護するためにしたものであり、不法行為を構成しない。

被告金子が阿部に対する発言により原告を威迫したことは、否認する。

被告らは、倶楽部の一会員に過ぎず、原告に対し何らの優位性も持たない。

平成24年3月24日に開催された研修会会員の親睦ゴルフコンペの案内兼出欠確認は研修会事務局から発送されたものであり、被告らが何ら関与したのではなく、そもそも原告の法的利益を侵害するものではない。

研修会は倶楽部の組織内組織に過ぎず、そのような組織内組織の改編や、その構成員の地位の得失は原告の法的地位や権利利益と何ら関係するものではない。また、研修会の再編成については、倶楽部の最高意思決定機関である理事会の承認を経た上で行われており、その手続に何らの違法性もない。

原告の倶楽部会員としての資格は何ら制限されておらず、原告が赤羽ゴルフ場において平穩にゴルフをプレーすることは何ら制限されていない。

(2) 原告文書1ないし原告文書3の各記述は被告金子の社会的評価を低下させ

るものであるか

(被告金子の主張)

ア 原告文書1の記述(①～⑨)は、被告金子が倶楽部理事会を支配し竹山の除名処分を決議させ倶楽部からの追放を強行したこと、被告金子がクラブハウス新築に関し倶楽部に寄付を強要したことといった事実を摘示するものである。上記事実の摘示は、読者である倶楽部理事や研修会会員らに、被告金子が倶楽部理事会を私物化し、倶楽部理事会を背後から支配して、何ら非のない竹山に無実の罪を着せ倶楽部から追放するなど、紳士のスポーツを楽しむための団体である倶楽部の会員として、会社の代表取締役として適格を欠く人物であるとの印象を与え、社会的評価を低下させるものである。

また、上記事実の摘示を基礎とした、⑩「常軌を逸した金子氏の発言と言動」、⑪「この処分は社長の職権を利用した金子氏による信義則違反、人権無視の処分といえる」、⑫「これほど卑怯な文章を私は知りません」との意見・論評は、読者に対し、被告金子が不正・不当な行為をし、その意に沿わない者を何ら非がないのに倶楽部規則を無視して強権的に追放する、自らの我欲に固執し道理を全くわきまえぬ者であるかのような印象を与え、被告金子氏の社会的評価を低下させるものである。

イ 原告文書2の記述(①～⑦)は、被告金子が倶楽部理事会を支配し竹山の除名処分を決議させ倶楽部からの追放を強行したこと、被告金子が阿部に対して同人及び原告の倶楽部からの追放を持ち出して脅したとの事実を摘示するものである。上記事実の摘示は、読者である倶楽部理事、研修会会員及び会社の取締役らに、被告金子が倶楽部を私物化し、倶楽部理事会を背後から支配して、何ら非のない竹山に無実の罪を着せ倶楽部から追放するなど、倶楽部の会員、会社の代表取締役として適格を欠く人物であるとの印象を与え、社会的評価を低下させるものである。

ウ 原告文書3の記述(①～⑤)は、被告金子による竹山の追放の強行、クラブハウスのグレードアップにかかる寄付の執拗な強制、原告への倶楽部除名処分の脅かしなどの事実を摘示するものである。上記事実の摘示は、倶楽部会員や会社の従業員などの多数の読者に、被告金子が倶楽部を私物化し、倶楽部理事会を支配して、何ら非のない竹山に無実の罪を着せ倶楽部から追放した、そのみならず原告も倶楽部から追放しようとしているなど、倶楽部の会員、会社の代表取締役として適格を欠く人物であるとの印象を与え、社会的評価を低下させるものである。

また、⑥「責任逃れの卑怯な態度」との意見・論評は、竹山が会社を相手方として申し立てた倶楽部会員の地位保全の仮処分の審理手続における会社の反論を不正確に記載し、読者らに被告金子が自らの責任を理事長に押し付けているかの印象を与えるものであって、被告金子の社会的評価を低下させるものである。

(原告の主張)

原告文書1の記述のうち、④ないし⑦、⑨の事実の摘示及び⑫の論評が被告金子の名誉を損なう内容であることは認める。

原告文書2の記述のうち、⑤、⑦が被告金子の名誉を損なう内容であることは認めるが、これらの表現は事実の摘示ではなく、論評である。

原告文書3の記述のうち、①、④の事実の摘示及び⑥の論評が被告金子の名誉を損なう内容であることは認める。

上記以外の記述は、被告金子の名誉を損なう内容の表現ではない。

(3) 名誉毀損による不法行為の成否

(原告の主張)

原告文書1ないし原告文書3による事実の摘示や論評の一部に被告金子の名誉を損なう内容が含まれるにせよ、以下の理由から、名誉毀損による不法行為は成立しない。

ア 原告文書1ないし原告文書3で摘示された事実や論評の前提となる事実は、いずれも真実である。被告金子の言動を明らかにし批判することは、倶楽部や会社の健全化のために、有益で不可欠なことであるとともに、竹山の除名処分の不当性やその処分に反対する者まで攻撃し処分を下そうとすることの不当性を正すという目的をもった行為であり、高度の公共性、公益性を有し、論評としても相当性のある批判表現である。

イ 原告文書1ないし原告文書3で摘示された事実や論評の前提となる事実が真実ではなかったとしても、原告が真実であると信じるにつき相当な理由がある。

ウ 被告金子と原告との間の書面による議論の応酬は、被告金子が不当な竹山攻撃を開始したことに端を発しているところ、原告は被告金子によるハラスメント行為に対する対抗的措置としてやむを得ず反論せざるを得なくなったものであり、原告文書1ないし原告文書3による事実の摘示や論評は、いずれも正当な批判であり、不法行為を構成しない。

(被告金子の主張)

いずれも争う。

(4) 原告文書1ないし原告文書3の送付による被告金子の人格権侵害の有無

(被告金子の主張)

原告文書1ないし原告文書3が研修会会員等の赤羽ゴルフ場の関係者らに送付されたことにより、被告金子の人格権が侵害された。

(原告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実に加え、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 原告は、平成15年に倶楽部に入会し、平成16年に研修会への入会を認められた(甲36)。
- (2) 会社は、平成23年6月頃から倶楽部ハウスの改築工事を始め、同年10月、取締役会・監査役会・理事会の連名で株主会員宛てに、総事業の増額等に伴い倶楽部ハウスをグレードアップする費用が不足したので募金への協力を呼び掛ける旨の文書を配布した(甲2)。
- (3) 被告小澤は、同年10月23日、研修会の会計担当幹事に対し、研修会積立金から30万円を拠出するよう指示して会社に寄付した。被告小澤は、同寄付について、同年11月3日の研修会定例会議で事後報告した(甲14)。
- (4) 同年11月27日の研修会役員会において、竹山が、被告小澤に対し、なぜ会員の承諾もなく研修会の積立金30万円を会社に寄付したのか、なぜ30万円なのかを尋ねたところ、被告小澤が竹山には事前に話したと述べたことから、両者の間で口論になったものの、結局、被告小澤は、研修会役員会に諮ることなく会社に寄付したことを謝罪し、研修会役員会は会社への寄付を事後承認した(甲8, 9)。
- (5) 竹山は、被告小澤の上記発言に関し、同年11月29日、被告小澤に対してショートメールを送信した。

その内容は、要旨、私は貴殿から寄付の件は聞いていません、なぜうそをつくのですか、私に謝ってください、それができないなら無断で寄付した責任を取って会長を辞任してください、私も貴殿と一緒に迷惑を掛けた責任をとり辞任します、というものであった。

被告小澤が、翌30日、竹山に対し、言いたいことがあるなら、役員会を招集して役員会で話しましょうかという内容のメールを返信したのに対し、竹山は、メールで、幹事を集めて言った言わないの押し問答をするのですか、悪いと思ったら詫びを入れればこの件は終わりですと応答した(甲8)。

- (6) 被告金子は、同年12月、事務局名で、倶楽部ハウス募金に寄付した研修

会会員の氏名、役職及び金額を一覧表にし、寄付をしていなかった会員の中川透（以下「中川」という。）をイニシャルで表記し、中川が寄付した後は実名を表記して研修会の全会員に送付した。同年12月17日時点で、研修会の会員は27名であり、役員は名誉会長以下10名であった（甲3～6の1）。

- (7) 被告金子は、平成24年1月初め頃、竹山が被告小澤に送信したショートメールを転載の上、自らコメントを付記した文書（甲8）を作成し、竹山宛ての回答要請書及び平成23年11月27日の研修会役員会議事録を添付して、竹山を含む研修会会員に送付した。

これに対し、竹山は、平成24年1月11日付けの研修会会員宛ての文書（甲9）で応答した。竹山の同文書は、被告金子の回答要請に答えるとともに、被告小澤の寄付問題に関し、昼食を取りながら、新しい倶楽部ハウスが出来たら、研修会でテレビを新築祝いに贈呈しようとする一部の話はあったが正式には何も決まっておらず、11月3日の研修会における被告小澤の報告は、30万円の寄付の事後報告であるが、研修会積立金の残金100万円は、研修会会員各自に権利があり、会員全員の賛成を確認して初めて寄付が成立するのであって、会社の代表取締役である被告金子は会員に無断と知りながら受け取った、被告金子には、11月3日に研修会があるので、その時に寄付をしたらどうかと被告小澤を止めていただきたかった旨が記載されている。

- (8) 被告金子は、平成24年1月10日付けの文書（甲20）を研修会役員に送付した。同文書には、同年1月15日の研修会総会の会議次第の中に、「竹山氏に会則第七条の3を適用する件がありますが、この件は役員の方々には、予め了承いただいておりますが、との提言が野中氏からありました。」との記載があるほか、研修会幹事である野中征夫の名前で、竹山に会則第七条の3を適用することに異議又は質問のある研修会役員は、野中の

携帯電話に連絡をするよう求め、連絡がない場合は事前に賛成したものとして研修会総会に臨む旨が付記されている。

(9) 同年1月15日の研修会総会では、「竹山氏に研修会会則第七条の3を適用する件」や「クラブ対抗戦チームキャンプ決定及び選手候補2名追補の件」等を記載した会議次第が配布され、竹山に対する研修会会員の資格停止処分が提案されたものの、原告ら4名が竹山の処分に反対し、竹山に対する処分を決議するには至らず、研修会総会は途中で流会となった（乙9, 23, 原告本人6～8頁）。

(10) 被告金子は、「研修会相談役」の肩書を付した「会員総会の総括」と題する同年1月18日付け文書（甲11）を、その頃、研修会会員に送付した。同文書には、竹山の処分に反対した原告ら4名をイニシャルで表記したほか、過去にあった研修会会長の解任、研修会会員の資格停止といった処分例等を2か所に引用して研修会の解散をほのめかす内容が記載されていた。

(11) 同年1月22日、竹山を除く研修会幹事が集まり、竹山の研修会会員としての資格を1年間停止（謹慎）にすることを2月の研修会議に諮る方向で意見がまとまった。

ところが、被告金子は、理事会に対し、上記研修会幹事の打合せ経緯や結果及び今後の予定を伝えることなく、竹山が被告小澤に送信したショートメール及び上記(7)の竹山の文書（甲9）を提出し、理事会は、「理事会決議の通知書」（甲10）で、同月28日に出席理事全員の賛成で倶楽部規則9条1項により倶楽部会員の除名処分を決議した旨を竹山に通知した（甲10, 13, 14）。

(12) 被告金子は、「竹山問題のお知らせ」（甲21）と題する同年2月1日付け文書を、その頃、研修会役員に送付した。同文書には、理事会が竹山の除名処分を決議した経緯について、「意外、研修会員のA氏は、理事会の決議で竹山氏が除名になったことを知っています。」と、阿部が「A氏」とイニ

シャルで表記されていた上、A氏が昨年役員会に諮らずに独断で桐島理事長に「研修会で問題が起きているので、穏便に解決できるよう協力をお願いしたい」と要請したが問題の内容は話さなかった、A氏から要請を受けた桐島理事長が被告金子に質問したので、被告金子が竹山の送付した文書を理事長に提出した旨や、理事会は、文書の内容を審議の上、倶楽部規則に則り、竹山の除名を決議したものであって、これにより竹山問題は決着済みである旨が記載されていた。

(13) 阿部は、同年2月14日付け「研修会の皆さんへの切なる訴え」(甲13)と題する文書を研修会会員に送付した。同文書は、被告金子作成の上記(12)の「竹山問題のお知らせ」(甲21)に対する反論を含むものであり、阿部が、被告小澤や研修会総務幹事と竹山の問題に関して電話で何度も話したこと、桐島理事長に対し円満に収まるよう非公式の調整・仲介をお願いしたこと、理事会開催の6日前には、研修会幹事が集まり、竹山の処遇について、30万円の寄付を巡り、被告小澤が先走ったことを11月例会でお詫びされた後も、このことを持ち出したこと等を処分理由として、研修会活動の1年間の謹慎、平成24年の倶楽部対抗選手候補からの除外を提案し、2月の例会に諮り会員の承認を得た上で正式決定することで合意形成できたこと、理事会の審議はこの研修会幹事の協議には触れられることがなかったことのほか、竹山の除名処分について、理事会決議の手法と処分内容の妥当性等に対する阿部の疑問や意見等が記載され、理事会の再審議を求める内容であった。

(14) 原告は、同年2月15日頃、倶楽部理事及び研修会会員に対し、原告文書1(乙9)を送付し、竹山の除名処分等への疑問を呈し、1月15日の研修会総会の模様、1月22日の研修会役員会の合意事項を参考にして、理事会での再審議を求める旨を記載し、同年2月19日に開催された研修会議でも同様の意見を述べた(原告本人11頁)。

(15) 被告金子は、同年2月21日付け文書及び同月23日付け訂正文書(甲2

- 2) を、その頃、研修会会員に送付した。上記訂正文書においては、原告文書1や阿部作成の上記(13)の文書(甲13)について言及するとともに、「理事会決議に物申すと、研修会が消滅する場合があります！」と枠囲みで大書し、個人が責任を問われる旨も記載されていた。
- (16) 阿部は、同年2月26日、被告金子から求められ、誓約書(乙6)に署名した。同誓約書には、「私の一連の言動により、研修会と理事会に多大のご迷惑をお掛けした事を深謝いたします。今後、私に会則第七条の3に該当する行為があったと役員会が認めた場合は、役員会の決議に異議の申し立てをいたしません。」と記載されている。
- (17) 被告小澤は、理事長桐島と連名で、原告に対し、原告文書1に関して回答を要請する旨の同年2月29日付け文書(甲14)を、その頃、原告を含む研修会会員に送付した。同文書中には、原告文書1に記載された「①理事会と理事及び金子社長の名誉を毀損した事項。②貴殿の憶測で記した、事実と異なる事項。③竹山問題の種々の経緯を無視した事項。」は、倶楽部規則第9条の1及び研修会会則第七条の3に該当するため、理事会と研修会が審議を行うに当たり、回答書の提出を要請する旨が記載されるとともに、40項目にわたる質問事項が列記されていた。
- (18) これに対し、原告は、反論等を記載した同年3月8日付け各文書(乙7, 8)を桐島及び被告小澤に送付した。
- また、原告は、同年3月8日頃、被告金子に対し、原告文書2(乙1)を送付するとともに、倶楽部理事、研修会会員及び会社の取締役に対し、同文書の写しを送付した。
- (19) 阿部は、被告小澤と理事長桐島が連名で作成した上記(17)の文書(甲14)中に、桐島理事長は阿部から仲介を頼まれたが竹山問題の内容を知らされていない、1月22日の役員会決議は理事会には伝えないことを阿部を含む全員が了承した旨の記載があったことから、同年3月8日付け文書(乙16)

研修会会員に送付し、反論した。

- (20) 同年3月11日の研修会定例会において、被告小澤は、阿部に対し、研修会を自主退会するよう求めた（甲27）。

これに対し、阿部は、同月22日付け文書（甲25）で、研修会を退会する理由はないが、幹事会で退会勧告案があるのであれば、理由を事前に開示した上、4月の研修会例会に諮ってほしい、採決に当たっては無記名投票にしてほしいと回答した。

阿部が、同月24日頃、被告小澤に対し、倶楽部対抗戦の代表選手から外された事実を確認する文書（甲26）を送付したところ、被告小澤から、同月27日付け「研修会員の資格停止処分の通知書」（甲27）が送付され、同通知書には、同月24日の研修会の臨時役員会において、研修会会則第七条の3に基づき、阿部に対する資格停止処分を決議した旨が記載されていた。

- (21) 被告金子は、同年3月15日付けの文書（甲15）を、その頃、原告に送付した。同文書には、「今回に限らず、貴殿の文書の殆どは事実と異なる捏造分です。」と記載されていたほか、3月11日の研修会議の場で出席者から、原告文書2の内容について、「研修会を辞めさすべきだ」等の原告を批判する発言がされた旨や、「会員をお辞めになりますか?」、「貴殿の言動は、関連会社の一社員が本社の社長に対して、お前は社長の能力がないので辞任しろ、という文書を突きつける言動です。」といった文言が記載されていた。

被告小澤は、同年4月6日付けの退会届の提出を請求する通知書（甲28）を、その頃、原告に送付した。同通知書には、研修会からの退会届の提出期限を同月13日としているので、同月15日の研修会競技には参加できない旨が記載されていた。

- (22) 原告は、上記(21)の各文書（甲15、28）を受けて、同年4月12日頃、倶楽部会員、研修会会員及び会社の従業員に対し、原告文書3（乙3）を送

付した。原告文書3には、研修会会則によれば、会員の資格を喪失させるには会員3分の2以上の賛成が必要である旨が記載されていた。

(23) 同年3月24日に開催された赤羽ゴルフ場の新倶楽部ハウスオープンを記念する研修会親睦ゴルフ及び懇親会の出欠確認通知は、原告や阿部には送付されなかった(甲23)。

(24) 被告小澤は、同年6月2日に開催された研修会役員会で研修会を休会した旨を理事会に報告し、理事会は、同年7月14日に研修会の一時休会を決議した。被告小澤は、同年8月25日、研修会会長として、理事会に対し、研修会再発足を願い出て、理事会は、同年9月8日、研修会再発足の方針を容認した。

被告小澤らは、研修会入会希望者を新規に募ったものの、研修会会員のうち、被告金子による赤羽ゴルフ場の経営のあり方に問題があるとして、平成24年5月頃に発足した「赤羽ゴルフみんなの会」の発起人となった中川ら6名のほか、原告や阿部については、研修会を再発足させる際の入会資格がないものとされた(甲29～33, 乙17, 21)。

(25) 同年7月4日、竹山が会社を債務者として申し立てた地位保全仮処分命令申立事件(以下「竹山の保全事件」という。)において、竹山が倶楽部の個人正会員としての地位を有すること、竹山が同個人正会員としての地位に基づき赤羽ゴルフ場の施設利用をすることを拒絶してはならない旨の地位保全仮処分命令が発令された(甲34)。

平成25年11月25日、竹山が会社を被告として提起したゴルフ会員権に基づく地位確認請求事件において、竹山が倶楽部の個人正会員としての権利を有する地位にあることを確認する旨の第1審判決が言い渡され、その後確定した(甲35)。

(26) 平成25年9月5日、阿部が被告金子及び被告小澤を被告として提起した損害賠償請求事件において、阿部は、被告らの主導により、無効な研修会会

員資格停止処分を受けたことで、研修会員として平穩にゴルフをする利益が侵害され、阿部の社会的な評価も低下し精神的な苦痛を受けたとして、被告金子及び被告小澤に対して慰謝料30万円の支払を命じる第一審判決が言い渡された。そして、同年12月26日、第一審判決と概ね同様の理由から、同判決に対する控訴及び附帯控訴をいずれも棄却する旨の控訴審判決が言い渡され、その後確定した(乙25, 26)。

2 争点(1)について

(1) 認定事実に加え、証拠(甲23, 24)及び弁論の全趣旨によれば、平成24年3月24日に開催された研修会親睦ゴルフの出欠確認通知が研修会事務局から原告や阿部には送付されなかったことについては、文書等での応酬をしていた原告や阿部を親睦行事に参加させるのは好ましくないという被告金子の意向が働いたためであったと認められる。

もともと、出欠確認通知が送付されず、原告が研修会の上記行事に参加できなかったことについては、行事の内容等に照らし、原告の法的利益を侵害するものとははいえない。

したがって、この点に関し、被告らに不法行為は成立しない。

(2) 認定事実のとおり、被告金子が、同年2月21日付け文書及び同月23日付け訂正文書(甲22)において、研修会消滅の可能性を記載していたこと、被告らが、平成24年3月以降、原告に対し、それぞれ研修会からの退会を求める趣旨の文書を送付していたこと、その応答としての原告文書3には、研修会会則によれば、会員の資格を喪失させるには会員3分の2以上の賛成が必要である旨記載されていたこと、研修会の休会と再発足が、原告文書3の送付後、同年6月から同年9月にかけての短期間に行われていること、原告や阿部ら8名には再発足した研修会の入会資格がないとされていることからすると、研修会の休会と再発足は、竹山の除名処分を契機に被告らによる研修会の運営等に対して異論を唱えるようになった原告や阿部ら特定の研修

会会員を排除するために、被告らが主導して進めたものと認められる。

そして、このような研修会の休会と再発足については、原告に対する処分という形式はとられていないものの、再発足した研修会への原告の入会資格をあらかじめ認めないとしていることからすると、実質的にみれば、研修会会則に基づく除名処分の手続を履践することなく、原告を研修会会員から除名したものと同視し得るところである。

その結果、原告は、倶楽部会員の中から選抜されて研修会会員となったのに、以後、研修会の競技会等への参加ができなくなるのはもとより、倶楽部所属の選手として選出され倶楽部対抗競技等に参加する機会も失われることになったものであり、研修会会員として従前と同様にゴルフを楽しむことができなくなったということが出来るから、これをもって、原告の法的利益が侵害されたと評価できるというべきである。

◎ そうすると、被告らは、研修会の休会と再発足を主導したことにより、共同して原告の上記法的利益を侵害したものとして、民法719条に基づく不法行為責任を負う。

- (3) 原告は、被告らによるその他の文書送付行為や威迫行為がハラスメント行為に当たるとして不法行為が成立する旨主張する。

しかし、原告がハラスメント行為に当たるとするこれらの行為については、原告の文書送付行為を含む言動に対する応酬の中でされたものであり、被告らの行為がなされた状況に鑑みると、多少の強い表現を含むことはやむを得ない面があり、各文書及び言動に含まれる文言を検討しても、これらにより不法行為が成立するほどの原告の法的利益の侵害があったとまではいえない。

したがって、被告らのこれらの行為については、不法行為は成立しない。

- (4) 上記(2)の判示に係る被告らの不法行為により、原告は、研修会の競技会への参加ができなくなるのはもとより、倶楽部所属の選手として選出され倶楽部対抗競技等に参加する機会が失われることになったという不法行為の内容

や、他方で、原告の倶楽部会員としての地位が否定されたわけではなく、原告が赤羽ゴルフ場においてゴルフをプレーすること自体は制限されていないこと、原告が倶楽部所属の選手として倶楽部対抗競技に出場した実績はないこと（甲4、5）を踏まえ、その他本件に現れた一切の事情を総合的に考慮すると、原告が被った精神的苦痛に対する慰謝料としては10万円が相当である。

なお、原告は、本訴請求の遅延損害金の始期を被告らに対する訴状送達日の翌日（被告金子につき平成24年4月12日、被告小澤につき同月13日）であるとしているが、上記(2)の判示に係る被告らの不法行為の内容に照らせば、当該不法行為がされたのは上記両日よりも後であるといえる。認定事実によれば、遅くとも理事会で研修会の再発足の方針が容認された平成24年9月8日には被告らの不法行為がされたと認めることができるから、同日を当該不法行為についての遅延損害金の始期とするのが相当である。

3 争点(2)について

(1) 原告文書1の内容を見ると、㊦竹山の処分に係る被告金子の手法に関する事実の摘示（①～⑥）及びそれを前提とした論評（⑪）、㊧倶楽部ハウスのグレードアップ募金に係る被告金子の手法等に関する事実の摘示（⑦～⑨）及びそれを前提とした論評（⑩）、㊨被告金子が研修会会員に送付した文書に関する論評（⑫）に大別することができる。

㊦については、記述内容の共通性に照らし、各記述を一体のものとしてみると、読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、被告金子が倶楽部理事会を動かして、竹山を不当に除名して倶楽部から追放したという印象を抱かせる内容であるから、被告金子の社会的評価を低下させるものと認められる。

㊧については、記述内容の関連性に照らし、各記述を一体のものとしてみると、読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、被告金子が研修会会員に倶楽部ハウスグレードアップ募金への寄付を強要した、被告小澤は被告金子

が強く求めたために研修会積立金から30万円を寄付したという印象を抱かせるから、被告金子の社会的評価を低下させるものであると認められる。

他方、㉗については、文書の記載内容に関する論評であり、被告金子の社会的評価を低下させるものとはまではいえない。

(2) 原告文書2は、竹山の処分に係る被告金子の手法等に関する事実の摘示(①～④⑥)とそれを前提とした論評(⑤⑦)からなるところ、記述内容の関連性に照らし、各記述を一体のものとしてみると、読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、被告金子が、倶楽部理事会を支配し、竹山の除名処分を決議させ倶楽部からの追放を強行するとともに、阿部に対して同人及び原告の倶楽部からの追放を持ち出して脅したとの印象を抱かせるから、被告金子の社会的評価を低下させるものと認められる。

(3) 原告文書3の内容をみると、㉘竹山の処分に係る被告金子の手法等に関する事実の摘示(①～⑤)と㉙竹山の保全事件における被告金子側の反論に対する論評(⑥)に大別することができる。

㉘については、記述内容の関連性に照らし、各記述を一体のものとしてみると、読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、被告金子が竹山の追放を強行し、倶楽部ハウスのグレードアップ募金への寄付を執拗に強制し、原告に対して研修会の退会を迫り倶楽部除名処分の脅かしをかけたなどという印象を抱かせるから、被告金子の社会的評価を低下させるものと認められる。

㉙については、読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、竹山の保全事件において、被告金子側が自らの責任を理事長に押し付けるような内容の反論をしているとの印象を抱かせるものであるから、被告金子の社会的評価を低下させるものと認められる。

4 争点(3)について

(1) 原告文書1の㉚(①～⑥の事実の摘示及び⑩の論評)について

認定事実に加え、証拠(甲8～15, 20～22, 36, 原告本人)及び

弁論の全趣旨によれば、被告金子が、研修会会則第七条の3を適用して竹山を処分するため、平成24年1月15日の研修会総会の開催前から、研修会会員や研修会役員に対して文書（甲8，20）を送付するなど、処分の決議に向けた調整をしていたこと、竹山について、同総会では研修会会員の資格停止処分が決議されず、同年1月22日には、竹山を1年間資格停止（謹慎）にすることを2月の研修会議に諮る方向で竹山を除く研修会幹事の意見がまとまったにもかかわらず、被告金子が、理事会に対し、竹山が被告小澤に送信したショートメール及び竹山の同月11日付け文書（甲9）を提出するとともに、竹山を倶楽部会員から除名するよう強く働きかけたこと、被告金子が、研修会役員に送付した同年2月1日付け「竹山問題のお知らせ」（甲21）と題する文書において、桐島理事長に対する阿部の言動が発端で、被告金子が、理事会に対し、上記文書（甲9）等を提出することになった旨の、事実とは異なる説明をするとともに、竹山問題は決着済みである旨表明していたこと、竹山に対する倶楽部会員の除名処分を無効とする判決が確定したことが認められる。

そうすると、摘示された事実及び論評の前提となる事実のうち、少なくともその主要な点は真実であると認められる。

そして、認定事実及び原告文書1（乙9）によれば、原告は、専ら竹山の除名処分に係る被告金子の手法の不当性を訴える目的を有していたものと認められるから、赤羽ゴルフ場を経営する会社の代表取締役という被告金子の社会的地位も踏まえると、公益目的及び公共の利害の要件も充足すると認められる。また、論評（⑩）の表現については、論評としての域を逸脱していないものといえる。

したがって、原告文書1の事実の摘示（①～⑥）及び論評（⑩）について、名誉毀損による不法行為は成立しない。

(2) 原告文書1の④（⑦～⑨の事実の摘示及び⑩の論評）について

認定事実に加え、証拠（甲 2 ～ 5, 8, 11, 19）及び弁論の全趣旨によれば、被告金子は、会社の代表取締役の肩書を付した平成 22 年 10 月 5 日付けの株主会員宛ての文書（甲 19）において、会員の負担金なしで倶楽部ハウスを新築することになった旨を記載していたこと、ところが、平成 23 年 10 月、取締役会・監査役会・理事会の連名で株主会員宛てに、総事業の増額等に伴い倶楽部ハウスをグレードアップする費用が不足したので募金への協力を呼び掛ける旨の文書が配布され、その直後に、被告小澤が研修会積立金から 30 万円を拠出するよう指示して会社に寄付したこと、被告金子が研修会役員会に諮ることなく寄付をした被告小澤を擁護する立場を一貫してとっていること、被告金子が、同年 12 月、事務局名で、倶楽部ハウス募金に寄付した研修会会員の氏名、役職及び金額を記載した一覧表（甲 3 ～ 5）を送付していること、その一覧表（甲 3）では、倶楽部ハウスのグレードアップ募金に寄付していなかった研修会会員の中川について、容易に同人と識別できるように、募金に寄付した会員の氏名や金額等を列記した下に、一人だけイニシャル（N様）で表記の上、「ご協力をお願いするも」とのコメントが付記されていたこと、中川が寄付した後は実名と金額を表記して研修会の全会員に同様の一覧表（甲 4, 5）を送付したことが認められる。

上記認定の事実によれば、被告金子は、中川が寄付をしていないことが研修会会員に分かるように、一覧表（甲 3）に「N様」とイニシャルで表記するなどした上、中川が協力を拒んだかのようにも理解し得る「ご協力をお願いするも」とのコメントをあえて付記し、これを中川を含む研修会の会員全員に送付するという陰湿な手法で中川に対して募金への寄付を強く促したものである。

また、上記認定の事実によれば、被告小澤が研修会積立金から 30 万円を会社に寄付するに当たり、被告金子から被告小澤に対して募金への協力要請

があったものと認められる。

そうすると、摘示された事実及び論評の前提となる事実のうち、少なくともその主要な点は真実であると認められる。

そして、認定事実及び原告文書1（乙9）によれば、原告は、上記募金に係る被告金子の手法の不当性を訴える目的を有していたものと認められるから、前述した被告金子の社会的地位も踏まえると、公益目的及び公共の利害の要件も充足すると認められる。また、論評（⑩）の表現については、被告金子の用いた上記手法に照らし、論評としての域を逸脱していないものといえる。

したがって、原告文書1の事実の摘示（⑦～⑨）及び論評（⑩）について、名誉毀損による不法行為は成立しない。

(3) 原告文書2（①～④⑥の事実の摘示及び⑤⑦の論評）について

認定事実に加え、証拠（乙16，原告本人）及び弁論の全趣旨によれば、上記(1)で認定した事実のほか、被告金子が、平成24年2月26日、阿部に対し、原告の文書は竹山に匹敵するほどひどいので、理事会に諮ることになる、阿部も同等だが、対抗戦選手候補でもあるので、今後、おとしなくする旨の誓約書に署名すれば、理事会にはかけないことにするという趣旨の発言をした事実が認められる。

そうすると、摘示された事実（①～④⑥）及び論評（⑤⑦）の前提となる事実のうち、少なくともその主要な点は真実であると認められる。

そして、認定事実及び原告文書2（乙1）によれば、原告は、専ら竹山の除名処分に係る被告金子の手法の不当性を訴える目的を有していたものと認められるから、前述した被告金子の社会的地位も踏まえると、公益目的及び公共の利害の要件も充足すると認められる。また、論評（⑤⑦）については、辛辣な表現が含まれてはいるものの、原告文書2が被告金子の文書送付行為を含む言動に対する応酬の中で送付されたものであることに鑑みると、多少

の強い表現を含むことはやむを得ない面があり、論評として許容される域にとどまるというべきである。

したがって、原告文書2の事実の摘示(①～④⑥)及び論評(⑤⑦)について、名誉毀損による不法行為は成立しない。

(4) 原告文書3の㉞(①～⑤の事実の摘示)について

認定事実に加え、証拠(甲15, 原告本人)及び弁論の全趣旨によれば、上記(1)ないし(3)で認定した事実のほか、被告金子が、平成24年3月15日頃、原告に対し、研修会からの退会を求める趣旨の文書(甲15)を送付した事実が認められる。

そうすると、摘示された事実のうち、少なくともその主要な点は真実であると認められる。

そして、認定事実及び原告文書3(乙3)によれば、原告は、自己の研修会会員としての地位を守るとともに、竹山の除名処分に係る被告金子の手法の不当性を訴える目的を有していたものと認められるから、前述した被告金子の社会的地位も踏まえると、公益目的及び公共の利害の要件も充足すると認められる。

したがって、原告文書3の事実の摘示(①～⑤)について、名誉毀損による不法行為は成立しない。

(5) 原告文書3の㉟(⑥の論評)について

認定事実及び弁論の全趣旨によれば、竹山の保全事件において、そもそも被告金子は当事者とはなっていないこと、会社は、倶楽部会員の問題を扱うのは会社ではなく、倶楽部であるから、会社を相手方として倶楽部会員の地位保全の仮処分を申し立てるのは不適法であるという内容の反論をしたものであり、会社の社長の金子に関係ない、提訴は理事長にするようにといった趣旨の反論はしていないことが認められる。

そうすると、論評の前提となる事実について、その主要な点が真実である

との証明がされたとはいい難く、真実であると信ずるについて相当な理由があったともいえない。

もつとも、原告文書3は、被告らの文書送付行為を含む言動に対する応酬の中で、上記(4)のとおり、自己の研修会会員としての地位を守るとともに、竹山の除名処分に係る被告金子の手法の不当性を訴える目的で送付されたものであり、論評に用いられている表現は、人物批判の表現として悪辣なものではない。原告が有するとみられる法的知識の程度からすれば、原告は、竹山の保全事件における当事者の対立構造や会社の反論の内容等を誤って理解した結果、上記論評をするに至ったものと考えられるところであり、竹山の除名処分に関する文書送付行為を含めた被告金子の言動を踏まえると、原告がそのような誤解をしたことにはやむを得ない面もあるといえる。

これらの点を踏まえると、原告文書3の論評(⑥)については、対抗的な言論として許容される範囲を逸脱したものとまではいえず、名誉毀損による不法行為の成立を否定するのが相当である。

5 争点(4)について

原告文書1ないし原告文書3については、前示のとおり、被告金子に対する批判表現として辛辣なものや不正確な内容が含まれているものの、これらの文書の送付行為については、被告金子の文書送付行為を含む言動に対する応酬の中でされたものであり、原告が文書送付行為に及んだ状況に鑑みると、多少の強い表現や不正確な内容を含むことはやむを得ない面があり、各文書に含まれる文言を検討しても、これらにより不法行為が成立するほどの被告金子に対する人格権の侵害があったとまではいえない。

したがって、原告による原告文書1ないし原告文書3の送付行為については、人格権侵害による不法行為も成立しない。

6 結論

以上によれば、原告の本訴請求は主文1項記載の限度で理由があるからその

限度で認容し，被告金子の反訴請求は理由がないから棄却する。

東京地方裁判所民事第6部

裁判官 酒 井 孝 之

別紙 1

原告文書 1 に記載された文言

なお、【 】内の記載は、意味を分かりやすくするために付記したものであり、原告文書 1 には記載されていない。

- ① 金子社長によって決められたシナリオ通りの処分である
- ② 竹山氏を追放することは、もう筋書きとして決まっていて、すぐにクラブ対抗戦のメンバーを入れ替えるのだなど、形だけ皆に諮るポーズはとるが、除名の結論は既に決まっていたのです。
- ③ 「だめじゃないか。筋書き通りにやってくれなければ」とおっしゃいました。
(中略) やっぱり金子氏がすべての筋書きを書いていたんだ
- ④ 阿部氏の行動がなくても金子社長は竹山処分を強行した。理事会は金子氏の策謀にまんまと乗かってしまった。
- ⑤ (株)赤羽ゴルフ場の社長である金子正雄氏による情報操作と、有無を言わさぬ独裁的な手法による決議
- ⑥ 自分の意のままに全てを動かそうとする“赤羽ゴルフの私物化”であります。
- ⑦ “赤羽ゴルフを立て直したのはこの金子だ”という自負が“この金子にたてつく者は許さん”という独裁者の傲慢へと変化していったとしか思われません。
- ⑧ 【研修会からの寄付について】金子社長からの強い意思表示があったからと推測されます。
- ⑨ それは、平成 23 年 12 月 11 日の忘年会の時です。どうして寄付をしないのか、直接 N 氏に強要していました。
- ⑩ 常軌を逸した金子氏の発言と行動
- ⑪ この処分は社長の職権を利用した金子氏による信義則違反、人権無視の処分といえる。

⑫ これほど卑怯な文章を私は知りません



別紙 2

原告文書 2 に記載された文言

なお、【 】内の記載は、意味を分かりやすくするために付記したものであり、原告文書 2 には記載されていない。

- ① あなたが強引に追放された竹山弘氏
- ② 2月26日、貴殿【被告金子のこと】が阿部氏をクラブハウスの事務室にお呼びになり、「竹岡は理事会にかけろ。(クビにしてやる)」「阿部も同罪だが、詫言状で許してやる」と言われたそうですね。
- ③ 自分になびく者はエサを与え、異をとる者は刀で首を切る、というのでは天も世間も許さないのではないのでしょうか。
- ④ 心ある方は“金子社長は狂ったのか”と言っています。
- ⑤ いつまでも社長のイスにしがみつく権力欲の老害が出始めているのではないのでしょうか。
- ⑥ このまま嘘とこじつけの強引な手法をお続けになるとしたら、必ずや激しいしっぺ返しが襲ってくると思うのです。
- ⑦ 赤羽ゴルフ場の私物化、独裁、と言わずして何と云えばいいのでしょうか。

別紙 3

原告文書 3 に記載された文言

- ① 金子正雄の権力をかさにきた誤魔化しと脅かしの実態
- ② 今年（平成 24 年）1 月 28 日に研修会の副会長である竹山弘氏を金子正雄が理事会を動かし一方的に処分する、という暴挙に出た
- ③ 金子による執拗な寄付の強制
- ④ 金子正雄は私に対し研修会の退会をせまり、クラブ除名処分の脅かしをかけてきました。
- ⑤ その立場もわきまえず、自分に異を唱える者はなりふり構わず処分し恫喝する。
- ⑥ 責任逃れの卑怯な態度

これは正本である。

平成 27 年 / 月 20 日

東京地方裁判所民事第 6 部

裁判所書記官 戸田 康 雄

